



# 三重県公報

平成30年3月31日(土)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
61	三重県県税条例等の一部を改正する条例	(税務企画課)	2

### 公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例(条例第61号)

- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日(一部平成30年10月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日及び平成34年10月1日)から施行することとしました。

### 条 例

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月三十一日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第六十一号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改める。

第三十二条第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第三十三条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第十四項中「第五項」を「第七項（同項の規定を第八項（第九項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第九項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五十三條第三十一項」を「第五十三條第三十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五十三條第三十一項」を「第五十三條第三十三項」に、「にあつては」を「には」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五十三條第三十一項」を「第五十三條第三十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項（第六項（前項において準用する場合を含む。）において」を「第六項までの規定並びに第七項（これらの規定を第八項（前項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、「及び第十四項」及び「まで」を削り、「まづ第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第四項の規定による控除及び第五項」を「第五項の規定による控除、第六項の規定による控除及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第五十三條第二十五項」を「第五十三條第二十七項」に、「第九項」を「第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に、「によつて」を「により」に改め、「（法第五十三條第一項に規定する予定申告法人をいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内国法人（法第二十三條第一項第三号イに規定する法人をいう。以下同じ。）が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六條の七第四項及び第十項又は第六十八條の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六條の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八條の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項

に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人（法第五十二条第一項に規定する予定申告法人をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものを除く。）の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

- 4 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三十八条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第六十条第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「同項に規定する」を削り、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第三項中「。第七十一条の二第一項」を「。第六十八条第三項」に、「同項」を「第七十一条の二第一項」に、「及び第七十一条の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第五項中「以下」の下に「この項において」を加え、「第一項」を「、第一項」に改める。

第六十八条第一項中「においては」を「には」に、「この項及び次項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に改め、「同項に規定する」を削り、「について」を「」について」に改め、「減額する」の下に「ものとする」を加え、同項第三号中「当該住宅に係る」を「当該特例適用住宅の用に供する」に、「当該住宅が」を「当該特例適用住宅が」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「減額する」の下に「ものとする」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第七十三条の二十四第四項」を「第七十三条の二十四第五

項」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第七十一条の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十一条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十一条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第六十九条第一項中「不動産取得税の納税者から」を「土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十一条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を、「徴収猶予する」の下に「ものとする」を加え、同条第二項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「延滞金額」の下に「中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額」を、「免除する」の下に「ものとする」を加える。

第七十条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、「徴収する」の下に「ことができる」を加える。

第七十一条第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「還付する」の下に「ものとする」を加える。

第七十一条の二第一項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第七十六条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ

喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。

第七十七条第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、令で定めるところによる。

第七十八条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第一百六条の十三第五号中「毎月の」を「前月の」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平

成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第六十八条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十五条の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の三中「につき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「同項に規定する」を削る。

附則第十六条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第十六条の二中「この項及び次項」を「この条」に、「二戸について」を「一戸」に改め、「同項に規定する」を削り、「ものについて」を「もの」に改める。

附則第十七条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削る。

附則第十七条の五第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十七条の六中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十七条の七第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）」を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「、衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十七条の七第十項を次のように改める。

- 10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十七条の七第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

- 11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十七条の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」

日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「においては」を「には」に改める。

第三条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第七十七条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第四条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第四項中「によつて」を「により」に改める。

第十九条の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十八条第一項第一号ロ中「みなし課税法人、」の下に「投資法人（を）を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。）」、特定目的会社（に）改め、「特定目的会社」の下に「をいう。）」を加え、同条第三項中「当該」を削る。

第四十六条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十七条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第七十八条中「九百三十円」を「千円」に改める。

第五条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第七十七条第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第七十八条中「千円」を「千七十円」に改める。

第六条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第七十六条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第七十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

（三重県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 三重県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、二十八年新条例」を「は、三重県県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、附則第十九項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、附則第二十項の表第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第十二項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第十三項の表の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

（三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成二十八年三重県条例第四十六号）の

一部を次のように改正する。

第二条のうち、三重県県税条例第六条の二第二項の改正規定中「種別割をいう。以下同じ。」に「」の下に「、「自動車税に係る徴収金」を「種別割に係る徴収金」に」を加える。

第二条中三重県県税条例第二百二十九条の改正規定を次のように改める。

第二百二十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十条第一項」を「第一百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に改め、同条第五項中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「には」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条を第三百二十七条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(種別割の徴収の方法の特例)

第三百二十七条の八の二 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請及び次条第一項又は第二項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項及び第四項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則で定める方法により徴収することができる。

第二条中三重県県税条例第二百五条を改め、同条を第二百二十七条とし、同条の次に十三条を加える改正規定を次のように改める。

第二百五条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第二百二十七条とし、同条の次に次の十四条を加える。

(種別割の納税管理人)

第二百二十八条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十九条 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(環境性能割の課税標準)

第三十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額(第三十二条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第三十一条 次に掲げる自動車(第二十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

- のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車（第二百二十六条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

## 二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 第二百二十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	平成二十二年度基準エネルギー消費効率	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第三百二十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第三百三十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第三百三十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第三百三十七条の九第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があ

つた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第百三十五条 環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、前条第一項に規定する申告書又は法第六十一条第二項に規定する修正申告書に証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受け、又は納付すべき税額に相当する現金を納付して規則に定める納税済印の押印を受けなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請及び前条第一項の規定による申告書の提出を行う場合

二 法第六十一条の規定により納付する場合

三 特別の事情により知事が必要と認める場合

- 3 第一項に規定する証紙代金収納計器により表示される印影の形式その他証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第百三十六条 環境性能割の納税義務者が正当な事由がなくして第百三十四条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第百三十七条 譲渡担保権者（譲渡により担保の目的となつている財産（以下この項において「譲渡担保財産」という。）の権利者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。
- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 7 前二項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第五項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に定める日とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 第二項の申告又は第五項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第三百三十七条の二 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。
- 3 前項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第六項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の課税免除)

第三百三十七条の二の二 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

- 一 救急自動車

- 二 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 救護資材の運搬の用に供する自動車
- 五 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの  
(環境性能割の減免)

第二百三十七条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車を取得した者の申請により環境性能割を減免することができる。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療のために使用する自動車に係る自動車の取得
    - 二 次に掲げる自動車の取得のうち、知事が必要と認めるもの
      - イ 身体障害者又は戦傷病者が運転する自動車に係る当該身体障害者又は当該戦傷病者の自動車の取得
      - ロ 身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。ハにおいて同じ。）
      - ハ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得
    - 三 前二号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると認める自動車の取得
- 2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第三百三十四条第一項に規定する申告書を提出するときまでに、次に掲げる事項（前項第一号及び第三号に該当するものにあつては、第二号から第五号までを除く。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第二号に該当する自動車を取得した者は、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。
- 一 減免を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - 二 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - 三 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
  - 四 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
  - 五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件
  - 六 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
  - 七 自動車の取得年月日及び取得価額
  - 八 減免を受けようとする事由
  - 九 その他知事が必要と認める事項  
(環境性能割の市町に対する交付)

第百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中三重県県税条例第七十六条の次に一条を加える改正規定、同条例第七十七条及び第七十八条の改正規定、第七条並びに附則第七項から第十三項までの規定 平成三十年十月一日
  - 二 第二条の規定 平成三十一年四月一日
  - 三 第三条及び附則第十四項の規定 平成三十一年十月一日
  - 四 第四条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第五項の規定 平成三十二年四月一日
  - 五 第四条中三重県県税条例第七十七条第三項及び第七十八条の改正規定並びに附則第十五項から第二十一項までの規定 平成三十二年十月一日
  - 六 第四条中三重県県税条例第十九条の三第二項第二号の改正規定及び附則第四項の規定 平成三十三年一月一日
  - 七 第五条及び附則第二十二項から第二十八項までの規定 平成三十三年十月一日
  - 八 第六条及び附則第二十九項の規定 平成三十四年十月一日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日

以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 平成三十年十月一日前に三重県県税条例第七十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第七十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この項から附則第二十四項までにおいて「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条第一号に規定する製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項から附則第十三項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する三重県県税条例第七十五条第一項に規定する卸売販売業者等（以下この項から附則第二十八項までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は改正法附則第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この項から附則第二十八項までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第十条第三項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。
  - 一 所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この項から附則第二十四項までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
  - 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 10 附則第八項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務

署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

11 附則第九項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を県に納付しなければならない。

12 附則第八項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条、第七十九条の三、第七十九条の四及び第七十九条の五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十七条第二項	前項	三重県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年三重県条例第六十一号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第八項
第七十七条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第八項
第七十九条の六	第七十九条の三第二項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第九項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第八項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、三重県県税条例第七十九条の四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十九条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第十条第七項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

14 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

15 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

16 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この項から附則第二十八項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販

売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

17 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第十二条第三項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

18 附則第十六項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する知事に提出されたものとみなす。

19 附則第十七項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を県に納付しなければならない。

20 附則第十六項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例（以下この項において「三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月新条例第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条、第七十九条の三、第七十九条の四及び第七十九条の五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十七条第二項	前項	三重県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年三重県条例第六十一号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第十六項
第七十七条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十六項
第七十九条の六	第七十九条の三第二項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十七項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売

- 業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十六項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、三重県県税条例第七十九条の四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十九条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第十二条第七項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 22 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 23 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 24 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第十三条第三項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。
- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
  - 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 25 附則第二十三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 26 附則第二十四項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日まで、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を県に納付しなければならない。
- 27 附則第二十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定

するもののほか、第五条の規定による改正後の三重県県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条、第七十九条の三、第七十九条の四及び第七十九条の五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十七条第二項	前項	三重県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年三重県条例第六十一号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十四項
第七十七条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十四項
第七十九条の六	第七十九条の三第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

28 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、三重県県税条例第七十九条の四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第七十九条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第十三条第七項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

29 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

30 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

31 新条例附則第十七条の七第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---